

# 令和3年度 事業計画書

## I 基本的視点

国は、令和2年3月に食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しを行い情勢の変化等を踏まえたこの先5年間の政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた。この基本計画により各種品目別（酪農・畜産、果樹、茶、花き）の基本方針も見直され、各種品目別の基本方針に農業保険への加入を促すことが明記され農業保険制度の重要性が増している。

また、農業保険法では、施行後4年を目途に制度の在り方を検討することが明記されており、農業経営収入保険制度や米、畑作の収入減少影響緩和交付金、野菜価格安定制度など関連施策全体の検証を行い、総合的かつ効果的なセーフティーネット対策の在り方について必要な処置を講ずることとしている。これを受け農業共済団体は、令和2年度より次期法律改正に向けた、様々な農家ニーズを踏まえた組織内討議を進めているが、全国的にも農業経営収入保険事業の加入率が向上せず農業共済団体全体の課題として目標値とする10万経営体の早期必達が急務となっている。

一方、東京都内では、気象変動による時と場所を選ばずに発生する災害は毎年生じており、極地的なゲリラ雷雨や線状降水帯による大雨、これまで経験をしたことがない台風の大型化など災害のリスクが増加している。更に、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るっている影響で飲食店等の営業自粛による時短営業が余儀なくされ、また、緊急事態宣言による学校の休校にともなう給食への食材提供の停止などが生じ、農産物の供給先が減少したことによる収入減少など、これまで想定をしていなかった新たな脅威の影響を受けている。

この様な中、本組合では平成30年度より展開している「安心の未来」拡充運動の最終年次となる本年度は、引き続き「備えあれば憂いなし」の生産体制を都内の農家に構築することを目指していく。本年度の強化学業は、農業経営収入保険事業、園芸施設共済事業、任意共済事業を中心として取り組んでいくが、特に農業経営収入保険事業は、加入受付期間に限らず1年を通し農家・組合員に広く普及啓発を行う。また、令和2年度に設立した東京都収入保険推進協議会の事業活動を強化するとともに、これまで農業共済組合と接点の薄かった農家に対して計画的かつ具体的な加入推進に取組み目標の1,600経営体の達成をしていく。

本組合の運営状況は、国庫事務費負担金の減少と農家・組合員の減少等により厳しい状況が続いていることから、令和3年3月末に策定した「実施体制の改善計画

報告書」に基づき財務の健全化に取り組むとともに本年度は以下の8事項を重点事項と掲げ実施していく。

## II 重点取組事項

### 1. 「実施体制の改善計画報告書」に基づく効率的で効果的な組織運営

「実施体制の改善計画」は組合の在り方を明記した10項目の計画書であり着実な改善が求められている。本組合では、平成20年度から実施している「改革実行」により運営内容は一定の成果を上げてきたが、農家数の減少や後継者不足等による東京農業の潜在的な課題により厳しい状況にある。このため、「改革実行」を踏襲した「実施体制の改善計画」を着実にすすめ、令和4年度を目途とした組織体制の改善及び更なる財務健全に取り組んでいく。

### 2. 「安心の未来」拡充運動による充実強化

運動最終年度となる本年度は、引き続き、「備えあれば憂いなし」の生産体制構築を目指し運動目標の達成のため、収入保険事業、園芸施設共済事業並びに任意共済事業3つの事業を中心に推進活動を実施して目標必達を目指していく。

また、令和4年度より実施される新たな運動においては、農業保険法の見直しが行われることから全国農業共済協会での検討内容を踏まえ、東京農業の現状にマッチした計画の策定に取り組んでいく。

### 3. 東京都収入保険加入推進支援事業による加入率向上

都知事への要請活動により実現予定である東京都収入保険加入推進支援事業は、新たに農業経営収入保険に加入する農家の保険料が初年度のみ補助される。これまで、保険料の負担額を理由に加入を躊躇っていた方を後押し加入の向上が見込まれる。この事業を広くPRするとともに1年間を通した具体的な推進計画を掲げ、収入保険事業の加入率の向上に取り組む。

更に、東京都収入保険推進協議会においても関係団体等との協力体制が構築され、本組合と接点の薄かった農業者へも推進の道が開かれたことから、各団体等の役割が十分に発揮できるよう協議・検討し収入保険の加入拡大に取り組む。

### 4. 園芸施設共済の普及拡大

東京農業は施設園芸が中心であり、また、園芸施設共済は、本組合の主力の事業の一つとなっている。令和2年9月に園芸施設共済の制度見直しが行われ、時価額補償から再建築価額まで補償が可能となり補償の範囲が広がった。このため、これ

までの東京都の補助事業で設置された施設の推進活動と並行して加入を辞めた組合員を含む未加入者リストによる推進活動を計画的に行い、改めて制度の見直し内容をPRするなど加入率の向上に取り組む。

## 5. 任意共済の普及拡大

近年の自然災害の頻発により建物総合共済のニーズが高まっている。総合共済の共済掛金等は、他の民間損保等の商品より安価である優位点を活かし、これまで接点の薄かった収入保険の加入対象者を中心に推進を行う。特に直轄方式による推進活動では、地域班体制ごとの加入推進計画を作成して収入保険、園芸施設共済とともに任意共済の加入率向上に取り組む。

更に、委託方式で実施している建物共済推進委員会へは、定期的な訪問を実施して加入拡大への協力依頼を行う。

## 6. コンプライアンス態勢の強化とガバナンスの強化

多額の国費により組織運営をしている農業共済団体は、コンプライアンスは常に高い意識を持って業務執行を行わなければならない。

不祥事を起こさない体制作りを目指し、年2回の内部検査と普段のリーガルチェックの徹底等を行いコンプライアンス態勢の強化を図っていく。

また、引き続きガバナンス（業務運営管理）を強化していくため、理事会及び監事会の機能を十分に発揮し内部牽制機能を強化していく。

## 7. 広報・広聴活動の強化

農業共済新聞は、農業者との信頼関係の強化を図る手段の一つである。農業共済団体がメディア（新聞）を発行していることは、農家・組合員の声を制度に反映させるための重要なアイテムであることを役職員が再認識し普及拡大に努めていく。

また、平成28年度より発行を続けている本組合の広報紙は、組合の活動状況や被害状況並びに農家・組合員に対する有益な情報を提供し、農業保険事業の加入拡大に必要不可欠であることから、引き続き年間定期発行を行い組合員との信頼関係のより一層深めていく。

## 8. 役職員の資質向上

役職員の資質向上は、本組合の重要な課題であり、職員は日常業務から自己の研鑽に励まなければならない。また、農業保険法の施行により共済事業並びに収入保険事業の推進活動では、飛び込みセールスの実施など改めて職員の意識改革が求められている。

このため、農業共済事業及び収入保険事業の加入拡大と適正な運営のため制度

内容及び関係諸規定の習熟度を高めるとともに両事業の積極的な推進活動が行える職員の育成強化に努める。

### Ⅲ 引受計画

基本的視点及び重点事項を踏まえ、令和3年度は、農業保険法の施行に伴う加入事業の増減に考慮し、特に収入保険事業、園芸施設共済事業及び任意共済事業の目標の達成にウェイトを置き、各地域班が地域の特色にあった事業推進を展開する。

#### 1 農作物共済

近年増加する自然災害への備えとして、水稻、陸稲及び麦生産農家が無保険状態とならないよう、農作物共済未加入者に対し加入推進を行う。また、一筆方式の廃止に伴い、既存の加入者には収入保険を優先して推進し、補償が途切れることのないよう農業保険制度の提案を行う。

##### (1) 事業目標

	目標面積	地域別		
		特別区	北多摩	南・西多摩
水稻	3,800 a	—	918 a	2,882 a
陸稲	53 a	—	26 a	27 a
麦	140 a	—	140 a	0 a
合計	3,993 a	—	1,084 a	2,909 a

##### (2) 重点課題

- ① 農作物共済未加入者への農業保険制度の周知
- ② 廃止となる一筆方式から他の引受方式又は収入保険制度への移行

##### (3) 推進方策

- ① 農作物共済未加入者への農業保険制度の広報活動  
過去において共済関係の停止等の申し出のあった農業者に対し、災害リスクや収入保険制度についてチラシ配布等により周知し、加入推進につなげていく。
- ② 一筆方式から他の引受方式又は収入保険制度の移行  
一筆方式の廃止に伴い新たに選択する水稻の補償についてアンケートを実

施し、農業経営内容を把握する。アンケート結果を基に個別に加入推進を行い、青色申告者であれば収入保険制度への移行を優先的に提案していく。

## 2 家畜共済

畜産農家の高齢化に加え、飼料価格・経費の高騰など畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、家畜共済事業の機能を最大限活用できるように、加入者に対して制度改正の周知徹底を図る。戸別訪問による加入推進で個々の農業者の経営に合わせた対応に努め、特に疾病傷害共済は農家ニーズに応じた提案推進を行う。

### (1) 事業目標

目標頭数			目標頭数		
死亡 廃用	搾乳牛	1,412 頭	疾病 傷害	乳用牛	1,361 頭
	繁殖用雌牛	143 頭		肉用牛	331 頭
	育成乳牛 (子牛等)	864 頭		一般馬	
		59 頭		種 豚	9 頭
	育成・肥育牛 (子牛等)	1,071 頭			
		151 頭			
	繁殖用雌馬	0 頭			
	育成・肥育馬	0 頭			
	種 豚	9 頭			
	肉 豚	0 頭			

### (2) 重点課題

- ① 家畜共済制度の適正化と効率化
- ② 将来の家畜共済事業に向けた取り組み
- ③ 損害防止事業の効率化

### (3) 推進方策

- ① 家畜共済制度の適正化と効率化

死亡廃用共済は、制度改正に伴う掛金の期末精算について適正に実施するために、内部チェック機能の強化を図る。疾病傷害共済は、共済金額の設定や期中の異動対応について加入者に十分な説明を行ったうえで農家選択割合の

設定に努める。死廃・病傷のセット共済の加入を基本に継続引受を実施し、継続引受時には個体情報等を基に現地確認を確実にを行い、家畜個体識別情報等を活用しながら期中の頭数を適正に把握し効率的な事業運営を図る。また、損害評価について家畜共済事務取扱処理要領等を適宜確認しながら適正な事業運営に努める。

② 将来の家畜共済事業に向けた取り組み

廃業農家の増加や開業獣医師の高齢化が進む一方、NOSA I 獣医師に対するニーズはますます高くなってきている。将来に向けて安定的に家畜共済事業を実施していくために、東京都の獣医療計画の畜産診療体制の整備状況等と一体となった検討が不可欠である。本年度は東京都の獣医療計画の情報収集と家畜共済事業の今後の取り組みについて検討を進める。

③ 損害防止事業の効率化

損害防止事業は事故を未然に防止する観点から畜産農家経営及び家畜共済事業運営に寄与してきた。引き続き一般損害防止事業と特定損害防止事業を行い、畜産関係団体とともに事故の低減に向けた継続的かつ計画的な事業運営に努める。また、効率的・効果的な事業実施体制構築への見直しを進める。

### 3 果樹共済

農業保険制度の趣旨等を農業者に周知し、果樹に係る課題を整理しながら、有資格者の把握及び未加入者農家への戸別訪問による普及啓発に努める。また、農業者ニーズに即した提案型推進による引受拡大を図る。同時に、果樹栽培に係る被害を未然の防止するため損害防止活動を実施し被害軽減に努める。

(1) 事業目標

目標面積	計		
	計	北多摩	南・西多摩
一般方式	80 a	80 a	0 a
短縮方式	370 a	205 a	165 a
合計	450 a	285 a	165 a

(2) 重点課題

- ① 提案型推進の実施
- ② 損害の未然防止対策

### (3) 推進方策

#### ① 提案型推進の実施

果樹栽培農家は、果樹共済と農業経営収入保険のいずれかを選択して加入することで、個別のリスクを低減できることから、個々の栽培・経営状況等を把握しながら果樹共済の加入率の拡大を図る。

また、年々減少傾向となる加入率拡大のため、当年度の資格者の把握及び未加入者農家への戸別訪問による普及啓発に努め、引受拡大を図る。

#### ② 損害の未然防止対策

果樹栽培に係る被害を未然の防止するためハダニ類被害低減事業とフェロモントラップ調査を実施し、被害軽減に努める。

頻発する自然災害や病虫害については、早期発見・早期防除の徹底のため、情報紙を活用し組合員に注意喚起を促す。

## 4 園芸施設共済

令和3年度は、平成30年より継続的に改正されている制度の周知を徹底し、未加入者への事業推進だけではなくJA等の関係団体に対しても積極的な推進を行う。

また、地区担当制への移行や制度改正による制度および園芸システムの複雑化などへ対応するため、従来の事務処理の手順を見直し、より効率的な業務フロー及びチェック体制を再構築する。

加入率の向上については、東京都の実施する補助事業、災害支援事業等で園芸施設共済を義務づけるクロスコンプライアンスを受け、新たに設置される施設の引受に努める。また、過去に園芸施設共済をやめた方への再推進を行い、新規加入者を獲得する。

#### (1) 事業目標

面積目標	設置面積	設置地域		
		特別区	北多摩	南・西多摩
ガラス室	765 a	291 a	83 a	392 a
プラスチックハウス	11,270 a	4,844 a	3,572 a	2,856 a
合計	12,038 a	5,135 a	3,655 a	3,248 a

戸数目標	引受戸数	地域別		
		特別区	北多摩	南・西多摩
ガラス室	82 戸	31 戸	9 戸	42 戸
プラスチックハウス	1,201 戸	516 戸	381 戸	304 戸
合計	1,283 戸	547 戸	390 戸	346 戸

## (2) 重点課題

- ① 加入率の向上
- ② 制度改正による補償充実の周知徹底
- ③ 関係団体との連携（引受・損害評価）
- ④ 業務フロー・チェック体制の再構築

## (3) 推進方策

### ① 加入率の向上

制度改正された事項を活用し、農業者のニーズに沿った提案を個別推進する事によって、加入率の向上を目指す。未加入農業者（未加入施設情報一覧）を対象に戸別訪問で提案型推進を展開し事業計画目標を達成する。

また、生産部会等の集団で加入すると共済掛金が割引かれる制度を利用し、新規加入者を含めた加入拡大に取り組む。

国や都、市町村等の補助事業により導入される園芸施設に対し、制度説明・加入推進を行う。

収入保険の事業推進時において、農業者が園芸施設を所有もしくは管理する場合には、園芸施設共済（施設）も併せて推進し、新規加入に努める。

### ② 制度改正による補償充実の周知徹底

パンフレット及びチラシ等を用いた新制度の農業者への周知、定期訪問による JA 等の関係機関への新制度の普及に努める。

### ③ 関係団体との連携（引受・損害評価）

業務委託先の島しょ役場の業務が円滑に実施されるよう、万全の連携体制を維持する。特に、担当者の異動や制度改正時には島しょ役場職員を対象に説明会等を開催し、十分なフォローアップを行う。

また、定期的（3か月に1回）にJA担当職員・農業改良普及員等を訪問して情報交換を行い、補助事業・災害支援事業の引受に努め、新たに設置さ

せる施設（非補助事業施設）への事業推進にも協力を依頼する。

損害評価については、大規模災害発生時など現地写真の撮影等の協力を各JA等に呼びかけ、円滑な損害評価に努める。

#### ④ 業務フロー・チェック体制の再構築

現在の業務フロー（事務処理、業務分担）、各提出書類等のチェック体制を見直し（令和3年5月）、現行の体制（地区担当班と総括班）で効率的な業務が実施できるようにする。

また、組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の適正化や、現地設置状況確認体制の強化等、適正な引受に努める。

園芸施設共済の制度及び園芸システムの理解を深めるため、事業課全員を対象にした研修を行い（年間2回）新たな業務フロー及びチェック体制を実施する。

## 5 建物共済

近年多発する自然災害リスクに対する関心が高まっていること、加入資格が拡充されたことを踏まえ、これまで農業保険との関わりが薄かった農業者に対して地域担当制の特長を生かした加入推進を行う。

### （1）事業目標

	共済金額	特別区	北多摩	南・西多摩
火災共済	269億円	5億円	184億円	80億円
総合共済	146億円	6億円	102億円	38億円
合計	415億円	11億円	286億円	118億円

### （2）重点課題

- ① 地域担当制の特長を生かした推進
- ② 特約付帯率の向上
- ③ 建物共済推進委員会との連携強化

### （3）推進方策

- ① 地域に根差した加入推進

地域担当制により、制度共済の推進の際に同じ職員が建物共済の加入推進が行えることから、各地域の制度共済及び収入保険加入者のうち建物共済未

加入の者を一覧化し、火災保険等の加入推進状況を確認しつつ推進を行う。

## ② 特約付帯の推進

新価特約及び臨時費用担保特約は罹災時における共済金総支払額が増加し、より手厚い補償ができるようになることから、特約を付帯していない契約について特約付帯での加入を提案する。

## ③ 建物共済推進委員会への定期的な訪問推進

定期的に訪問し、建物共済推進委員会の加入実績拡大の依頼を行う。

# 6 農機具共済

東京都の補助事業による農機具の導入や、収入保険制度の実施に伴い、これまで農業保険との関わりが薄かった農業者に対して地域担当制の特長を生かした加入推進を行う。

## (1) 事業目標

	共済金額	特別区	北多摩	南・西多摩
事業目標	40,000 万円	646 万円	21,666 万円	17,688 万円

## (2) 重点課題

- ① 新規加入者の獲得
- ② 農機具販売店との協力体制強化

## (3) 推進方策

### ① 地域班ごとの加入推進計画の作成

地域担当制により、制度共済の推進の際に同じ職員が農機具共済の加入推進が行えることから、各地域の制度共済及び収入保険加入者のうち農機具共済未加入の者を一覧化し、加入推進を行っていく。

また、東京都等の補助対象となっている農機具について、補助事業担当の関係団体等と情報共有し農機具共済の加入推進を行う。

### ② 関係団体との協力体制

パンフレットやノボリを配布するなど農機具販売店と連携し、農機具の購入者に農機具共済の情報を提供し加入を促す。

## IV 農業経営収入保険事業

### (1) 事業目標

	令和3年度	北多摩	特別区	南・西多摩
収入保険	840経営体	420経営体	127経営体	293経営体

### (2) 重点課題

- ① 計画的な加入推進の実施
- ② 未加入者リストの充実
- ③ 関係団体等との連携強化
- ④ 重点品目・地域の絞り込み
- ⑤ 職員推進検討会の設置
- ⑥ 東京都収入保険加入推進支援事業による加入拡大

### (3) 推進方策

#### ① 計画的な加入推進の実施

本組合の戸別訪問は全国の加入推進状況と比較すると顧客リストに対する戸別訪問数の割合（訪問割合）が39.1%（全国平均82.7%）と非常に低い。NOSA I 東京職員だけでなく、推進協議会の関係機関のネットワークを活用し戸別訪問割合を上げる。また、戸別訪問等を望まない農家に対しては資料の配布や電話等による説明を通して収入保険制度に対する理解や加入希望の意思確認等を進めていく。

本年度は訪問割合（資料の配布や電話等による説明を含む）80%を目指し、収入保険繁忙期の10月～12月以外の期間を含め通年で戸別訪問を行う。また、各地区に目標を設定し戸別訪問を行うスケジュールを立て、事業課全員で毎月加入推進活動を実施する。

#### ② 未加入者リストの整備

NOSA I 東京における未加入者リストの整備は、昨年までは認定農業者1,600経営体を対象に加入意向等のデータ収集を行ってきたものの、アンケート調査による返送率は想定よりも低く効率的な調査が困難である。そこで、本年度は効化的な調査を進めるために以下の方策を実施する。

- ・農業共済制度の加入申込書送付時にアンケートを同封【返送率の上昇】
- ・東京都収入保険推進協議会会員に説明会の開催を依頼、当日配布のアンケ

ートは会終了時に提出を促す【未加入者リストのデータ収集】

- ・既加入者を訪問し未加入農家の紹介及び口添えを依頼する【加入者からの紹介】
- ・東京都農業会議の主催するNEOファーマーズ（新規就農者の会）に収入保険説明会開催の依頼をする【新規就農者データ収集】
- ・農業共済制度加入者でアンケート未提出農家に対して電話による加入推進を行い、収入保険に対する興味の有無をリスト化することにより効果的な推進を図る【加入希望の有無】
- ・作成したリストを事業課内部で共有し、人事異動等による職員の異動があった際にも農業者情報を事前に確認できるのでスムーズな推進が期待できる【リストの有効活用】

### ③ 関係団体等との連携強化

東京都収入保険推進協議会の構成メンバーである東京都、東京都農業協同組合中央会、東京都農業会議、JA東京青壮年組織協議会、東京都野菜生産団体連絡協議会及び関東農政局の協力を得て収入保険の集合加入申込会場の場を設けてもらい、普及・加入推進に取り組む。また、島しょ地区は役場の主催する講習会や生産者団体主催の会合に出席する。集合加入申込会の開催70回を目標にする。

### ④ 重点品目・地域の絞り込み

昨年は果樹生産者（果樹共済加入者）からの収入保険加入移行だけでなく園芸施設加入者の新規加入が大きかった。そこで、本年は重点品目として野菜生産者をターゲットとし、重点地区については推進協議会の協力を得られやすい地域（3か所）を選定して農業関係団体と連携しながら野菜生産者情報を把握し推進に結び付ける。重点地区に該当するJAを訪問して推進の協力を要請する。

### ⑤ 職員推進検討会の設置

収入保険の加入手続きは非常に複雑で高度な知識と経験が必要とされ、また、個人情報等の取り扱いのルールも厳しく制約されており、コンプライアンス上も職員の収入保険に対する習熟度向上が不可欠である。また、事業課職員全体で様々な事例を共有し補い合い、収入保険加入手続きのスキル向上に努めるため事業課内に推進検討会を立上げる。定期的に推進検討会を開催し収入保険の推進上の問題点を情報交換して共通認識を持ちながら推進を進める。

⑥ 東京都収入保険加入推進支援事業による加入拡大

収入保険加入推進支援事業（東京都補助事業：新規加入の農家負担保険料を補助、申込期限令和3年度）実施により新規引受業務に適切に対応するために、総括班を中心とした収入保険プロジェクトチームを新設し地域班員の業務全般をサポートするとともに引受業務の作業を効率的に行い保年度の目標達成に努める。

## 令和3年度業務収支予算書

### I 収入の部

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 予 算 現 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
前期繰越業務残金	0	0	0	
受取補助金	163,954	166,880	△ 2,926	前年度交付額の95%
一般事務費（国）	144,772	152,392	△ 7,620	
家畜特損交付金（国）	488	488	0	
都単補助金	18,694	14,000	4,694	
家畜損害防止事業	1,420	1,420	0	
普及推進事業	2,580	2,580	0	
経営強化支援事業	10,000	10,000	0	
収入保険加入推進支援事業	4,694	0		
賦課金	15,929	15,914	15	死亡廃用共済 2,702千円 疾病傷害共済 143千円 なし（梨） ガラス室 689千円 プラスチックハウス 12,140千円
水稻共済割	19	21	△ 2	
陸稲共済割	1	1	0	
麦共済割	1	1	0	
家畜共済割	2,845	2,892	△ 47	
果樹共済割	234	317	△ 83	
園芸施設共済割	12,829	12,682	147	
受託収入	16,800	4,000	12,800	840経営体（目標加入数）
受取利息	235	262	△ 27	預金利息等
業務勘定受入	19,115	17,631	1,484	建物共済 18,260千円 農機具共済 855千円
任意共済勘定受入	19,115	17,631	1,484	
業務雑収入	8,498	8,474	24	家賃収入等
修繕引当金戻入	0	0	0	
退任慰労金戻入	0	0	0	
更新引当金戻入	1	1	0	
退職給付引当金戻入	0	0	0	
退職給与金施設 預入付加金収入	160	160	0	全国農業共済協会
退職給与金施設 転貸福祉受取利息	1	5	△ 4	
業務引当金戻入	0	0	0	

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 予 算 現 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
有価証券処分益	0	0	0	
業務財産処分益	0	0	0	
業務雑利益	1	1	0	
合 計	224,694	213,328	11,366	

## II 支出の部

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
人件費	146,322	134,533	11,789	
役員報酬	11,940	11,940	0	
職員給料手当	100,538	99,684	854	職員18人（内、再任用1人・嘱託2人）
職員給料	59,292	59,080	212	
扶養手当	1,428	1,428	0	
地域手当	9,945	9,903	42	
通勤手当	2,583	2,357	226	
超過勤務手当	1,500	1,000	500	前年度当初予算額同額
住居手当	360	540	△ 180	
管理職手当	889	882	7	
期末勤勉手当	24,397	24,350	47	
獣医師手当	144	144	0	
法定福利費	18,085	16,772	1,313	厚生年金等 12,168千円 健康保険料等 5,917千円
厚生福利費	456	424	32	健康診断等
退職給付引当金繰入	5,000	100	4,900	
退職給与金繰入	0	0	0	
賃金	10,303	5,613	4,690	臨時職員7人（うち収入保険2人）
旅費交通費	2,333	1,524	809	
役員旅費交通費	896	806	90	
職員旅費交通費	1,437	718	719	管内 1,375千円 管外 62千円
事務費	12,457	12,290	167	
通信運搬費	5,929	5,527	402	電話料、郵便料等
図書印刷費	4,299	4,878	△ 579	総務 コピー用紙等 3,167千円 事業 帳票関係 1,020千円 関係図書等 112千円
消耗品費	1,029	685	344	事務用品等 246千円 事務機械化関係 783千円
手数料	1,200	1,200	0	振込手数料等

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
業務費	27,008	30,752	△ 3,744	
会議費	79	96	△ 17	会場借料等
交際費	328	40	288	慶弔儀礼費等
業務支払利息	309	427	△ 118	基幹サーバーリース利息等
委託費	25,316	29,239	△ 3,923	島しょ地域業務委託費 11,463千円 建物共済推進委託費 5,031千円 事務機械化サポート費等 8,253千円 収入保険関係 569千円
報酬	310	360	△ 50	N O S A I 部長等報酬
委員等旅費	336	240	96	総代等旅費交通費
諸謝金	330	350	△ 20	弁護士費用等
普及推進費	4,191	2,791	1,400	
広報費	3,147	2,017	1,130	広報紙等
事業奨励費	1,044	774	270	事業関係
施設費	13,847	14,043	△ 196	
光熱費	1,016	1,014	2	電気・ガス・水道料等
備用品費	623	547	76	備品等
燃料費	803	715	88	自動車燃料費
賃借料	8,024	7,782	242	事務機械化機器等
修繕維持費	2,192	2,679	△ 487	会館等保守費用
保険料	1,189	1,306	△ 117	自動車・会館等保険料
損害評価費	1,308	974	334	
報酬	310	180	130	損害評価会委員等報酬
旅費	32	28	4	損害評価員等旅費交通費
会議費	6	9	△ 3	損害評価会等
賃借料	69	42	27	水稻見回り調査レンタカー代等
燃料費	129	129	0	自動車燃料費
実測費	227	282	△ 55	農作・果樹・園芸損害評価費
雑費	535	304	231	建物共済損害評価鑑定料等
損害防止費	4,237	4,028	209	
家畜損害防止費	1,991	1,927	64	特定損害防止事業 875千円 一般損害防止事業 1,116千円
器具購入費	55	55	0	果樹損害防止事業
薬剤費	2,150	2,006	144	果樹損害防止事業
賃借料	40	40	0	果樹損害防止事業

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	備 考
諸税負担金	千円 7,374	千円 6,327	千円 1,047	
公課費	3,947	2,922	1,025	固定資産税・法人税・消費税等
協会負担金	1,573	1,573	0	全国農業共済協会負担金
関係団体負担金	1,854	1,832	22	全国農業共済組合連合会会費 400千円 他関係団体負担金等 360千円 研修受講料等 1,094千円
業務雑費	185	165	20	表彰者副賞代等
修繕引当金繰入	0	0	0	
更新引当金繰入	14	14		耐火金庫更新引当金
固定資産自己財源取得費	3,137	5,720	△ 2,583	
外部出資費	90	90	0	
有形固定資産取得費	3,047	5,630	△ 2,583	プレハブ倉庫リース料等
退職給与金施設転貸 福祉貸付金支払利息	1	5	△ 4	
業務引当金繰入	2,000	100	1,900	
業務財産処分損	1	1	0	
有価証券処分損	1	1	0	
業務雑損失	60	60	0	
小 計	224,476	213,328	11,148	
予備費	218	0	218	
合 計	224,694	213,328	11,366	